

株 主 各 位

宮 崎 県 宮 崎 市 新 栄 町 86 番 地 1

**WASH**ハウス株式会社

代表取締役社長 児 玉 康 孝

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |            |    |   |
|------------|----|---|
| 1. 日       | 時  | 2022年3月29日（火曜日）午前11時  |
| 2. 場       | 所  | 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1<br>宮崎観光ホテル 東館3階  |
| 3. 目 的 事 項 |    |   |
| 報 告 事 項    | 1. | 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|            | 2. | 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件                                  |
| 決 議 事 項    |    |   |
| 第1号議案      |    | 定款の一部変更の件   |
| 第2号議案      |    | 取締役6名選任の件   |
| 第3号議案      |    | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案      |    | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wash-house.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が継続しております。

ワクチン接種の普及拡大による、感染者数の減少から景気の持ち直しが期待されたものの、直近では変異株の感染拡大が始まり、国内外の経済に与える影響について慎重に見定めなければならない不透明な状況が続いております。

当社グループのコインランドリー事業を取り巻く環境といたしましては、健康志向の高まりから、衣類はもとより、毛布や布団など自宅では洗えない大物洗いの需要が増加しております。また、ライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や、政府主導の「女性の活躍促進」政策による女性の社会進出が進む中、家事労働時間の節約志向はさらに高まることが予想されており、健康・衛生に寄与し、時間を有効活用できるコインランドリーは、利用者層の拡大と需要の伸長が期待されております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地主様への訪問面談が制限され、新規出店用地の現地調査及び確保が困難となり、F C部門の新規出店数は当初計画の77店舗から59店舗減少の18店舗となりました。

一方、コインランドリー店舗の既存店売上高は、対前年比100%となったことから、当連結会計年度におきましても新型コロナウイルス感染症の店舗への影響は限定的なものとなっており、店舗管理部門、直営部門その他につきましては、堅調に推移いたしました。

店舗への新型コロナウイルス感染症の影響が軽微であったことは、コインランドリーの「景気に左右されない」という特徴と、当社の「安全、安心、清潔」をコンセプトとした店舗運営を創業時から続けてきたことにより、生活に密着したインフラであるとお客様に認識されているものと考えられます。

このような状況の下、当社グループは、当社コインランドリーの利点の普及や新たな店舗利用者数の拡大を目的として、様々な媒体に広告施策を積極的に行うとともに、「プラットフォームとしてのコインランドリー事業」の推進に以下の通り取り組んでおります。

1つめは、WASHハウスアプリによる広告システムでの配信を運用中であります。これは、洗濯中に必ず待ち時間が発生するというコインランドリーの特徴を活かし、反応率の高いスポンサー広告を提供するものであります。

2つめは、このWASHハウスアプリの「広告システム」と「相互送客システム」につきまして、8月に特許を取得いたしました。これは当社が創業当時より実現を目指している「洗濯を無料で提供する」ことにかかる特許取得であり、新規出店を中心とした当社の収益が、WASHハウスアプリをご利用いただくことによる収益へと将来変わるとともに、従来のコインランドリーのあり方を大きく変える転換点となるものと考えております。

3つめは、洗剤を製造する工場として宮崎工場を2月に落成し、試験運用を経て九州内の店舗から順次全国へ供給先を拡大しており、将来の大幅なコスト削減を目指しております。

日本国内の店舗展開としましては、既存エリア及び新規エリアでの営業活動に加え、フランチャイズ（以下、「FC」という）オーナーの新規開拓も行いながら、チェーンストア様数地内へのFC店舗の出店を中心に取り組んでおります。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症の影響は、店舗管理部門、直営部門その他には軽微であったものの、FC部門にはその影響を受けたことから、当連結会計年度の売上高は、21億3千2百万円（前期比2.3%減）となり、営業損失は1億4千万円（前期は1億2千4百万円の営業損失）、経常損失は1億4千2百万円（前期は9千万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億7千6百万円（前期は1億2千8百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

主要なコインランドリー事業における部門別は次のとおりであります。

なお、当社グループはコインランドリー事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

項目	期別	第20期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで		第21期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで		前期比増減額 (千円)
		売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
		F C 部 門	571,010	26.2	464,309	
店 舗 管 理 部 門	1,036,660	47.5	1,037,135	48.6	474	
直 営 部 門 そ の 他	574,382	26.3	630,796	29.6	56,413	
合 計	2,182,053	100.0	2,132,240	100.0	△49,812	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

① F C 部門

当連結会計年度のF C部門の売上高は、4億6千4百万円（前期比18.7%減）となりました。

これは、F C店舗の新規出店数が18店舗（前期比8店舗減）となったことによるものです。

② 店舗管理部門

当連結会計年度の店舗管理部門の売上高は、10億3千7百万円（前期比0.0%増）となりました。

③ 直営部門その他

当連結会計年度の直営部門その他の売上高は、6億3千万円（前期比9.8%増）となりました。これは、直営店舗について宮崎県1店舗を新規出店したことに加え、既存F C店舗のうち、3店舗を直営店とし、直営店舗2店舗を借地契約終了により閉店としたため、当連結会計年度末での直営店舗数が61店舗（前期比2店舗増）となったことによるものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億5千9百万円で、その主たるものは、洗剤工場の建設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく実行残高は1億5千万円であります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数が増加し競争が激化することが予想されます。

このような状況の下、当社グループは過年度から継続して物件の現地調査活動や地主様及びF Cオーナー様への訪問面談などを行い、新規出店を行っております。

継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするためには、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場へ投入していく体制を整える必要があると考えております。

一方で、中長期的な経営戦略として取り組んできた洗剤の自社生産やWASHハウスアプリの開発により、当連結会計年度よりコインランドリー周辺事業ならびに関連事業が開始されました。

特にWASHハウスアプリは、サービス向上及び広告収入を得られる3つのシステムから構成されており、累計ダウンロード数は20万を超え、現在も順調に増加しております。このWASHハウスアプリが大きな基盤となり、既存店舗からのストック収入や新規出店が主な売上および利益となっております当社の収益構造が、以下の通り今後変化いたします。

1つめは、「スポンサー広告配信」であります。洗濯中に必ず待ち時間が発生するというコインランドリーの特徴を活かし、反応率の高い広告を提供するWASHハウスアプリ広告システムによる配信を運用中であります。なお2022年度1月に「メディア事業部」を新設しており、今後スポンサー広告事業を伸ばしてまいります。

2つめは、「自社広告の内製化」であります。当社アプリの利用率上昇を受け、従来F Cオーナー様から収受している広告分担金を、全社及び店舗の認知度を高めるため、様々な媒体に広告を出稿していましたが、今後その一部を、WASHハウスアプリでの広告に切替えてまいります。これにより、アプリを利用した割引クーポンの配布やプッシュ通知など、各店舗の個別戦略を行うことが出来るようになり、各店舗の売上向上に繋げてまいります。

3つめは、「洗剤の内製化」であります。従来、店舗で使用しております洗剤は外注で賄っておりましたが、洗剤を生産する拠点として宮崎工場を2021年2月に落成し、試験運用を経て全店舗へ供給できる体制が整いました。これは将来の「洗濯を無料で提供する」という目標のための原価引き下げ施策の一つであり、2022年度から本格稼働を進めてまいります。

近年は新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、出店用地確保の活動を積極的に行うことができず、継続した営業損失を計上しておりますが、事業活動に必要な現預金を確保しているとともに、当座貸越契約を締結するなど取引金融機関とは良好な関係が維持されており、翌連結会計年度を含めて当面の期間において、新たな収益構造を実現していくための資金繰りに懸念はないものと判断しております。このため、創業当時から長期的な目標としている「洗濯を無料で提供する」ことに向けて、現在取り組んでいるコインランドリー事業のプラットフォーム化につきまして、今後も積極的に推進してまいります。

この取り組みを進めることで、新規出店を中心とした当社の収益が、WASHハウスアプリをご利用いただくことによる収益へと将来変わるとともに、従来のコインランドリーのあり方を大きく変える転換点になるものと考えております。

以上のことから、当社グループは利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行いながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時からの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### ① 店舗売上の維持向上

当社グループには、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、そうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。

今後も、リピートオーナーを確保し続けるためにはF C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社グループでは、出店基準にもとづいて採算性が高いと判断した物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、首都圏に出店しておりますコインランドリーにつきましては、九州エリアと違い、当社グループの認知度はまだ低い状況であります。また、出店した後に競合店が近隣へ進出する場合もあり、最終ユーザーであるお客様から継続的に支持される店舗運営を行っていくことが引き続き大切であると考えております。

2022年12月期においては、自社での出店地開発は引き続き行ってまいります。また、「WASHハウスアプリ」の「キャッシュレス決済システム」を活用し、お客様の利便性の向上に寄与する取り組みを実施するとともに、施設敷地内の店舗とお互いに集客と送客が出来る「相互送客システム」を利用し、チェーンストア本部様とも引き続き協調して新規出店を行ってまいります。

また、当社グループの基本コンセプトであるQSC（クオリティー・サービス・クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて改善を図っていくとともに、様々な媒体への広告施策やWASHハウスアプリでの通知やクーポン配布などにより、店舗周辺世帯のお客様の利用率をさらに引き上げる活動を継続しております。

## ② 人材の確保と育成について

当社グループのさらなる成長を達成するためには、人材の確保と育成は不可欠であり、またその強化が大きな課題と認識しております。人材の獲得に向けて積極的に活動を行うため、採用と社員育成を行う人材開発室を2022年1月に新設いたしました。これにより教育制度や管理職者のマネジメント力向上に資する研修の実施および充実を図るとともに、組織として力を発揮できる基盤づくりに取り組んでおります。

## ③ 経営管理体制の強化

当社グループでは、海外も含めた業容の拡大等に伴う経営管理体制の充実・強化が重要な課題であると認識しており、経営バランスをとりながら企業価値、社会貢献度を高め、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた取り組みが必要と考えております。そのため、社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク管理プロジェクトの機能強化と社内の徹底した情報共有のための施策に取り組み、統制の整備、強化を進めております。

## (5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高	(千円)	2,749,769	2,188,745	2,182,053	2,132,240
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	16,786	△159,674	△90,996	△142,206
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(千円)	2,254	△179,997	△128,432	△176,743
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	0.33	△26.20	△18.65	△25.62
総 資 産	(千円)	4,128,683	3,536,938	4,103,547	3,957,121
純 資 産	(千円)	2,217,368	1,986,939	1,871,783	1,715,962
1株当たり純資産額	(円)	322.91	288.22	261.78	237.66

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高	(千円)	2,988,583	2,226,222	2,143,629	2,085,974
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	103,065	△138,737	△103,301	△158,402
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	63,106	△159,183	△136,674	△190,118
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	9.21	△23.17	△19.85	△27.55
総 資 産	(千円)	4,178,564	3,613,965	4,106,465	3,926,196
純 資 産	(千円)	2,277,151	2,063,595	1,873,713	1,683,748
1株当たり純資産額	(円)	331.62	299.90	271.60	243.64

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
WASHHOUSE フィナンシャル 株式会社	35,000千円	100%	当社コインランドリー事業のファイナンス
一般社団法人全国 コインランドリー 管理業協会	—	—	コインランドリー店舗の健全な運営に係る運営基準の策定及びその啓蒙活動
WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.	2,000千バーツ	48%	コインランドリー「WASHハウス」のフランチャイズ事業・運営事業
WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.	10,000千人民元	60%	コインランドリー機器の技術開発

- (注) 1. WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. の持分は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。  
2. 4社とも連結子会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コインランドリー事業	コインランドリー「WASHハウス」のチェーン本部としてフランチャイズシステムの提供、FC店舗の運営・管理、直営店舗の運営

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

- ① 本社  
宮崎県宮崎市新栄町86番地1
- ② 営業拠点  
本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地1
- ③ コインランドリー店舗 (直営店舗61店舗、F C店舗572店舗)

(単位：店舗)

	2021年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計
東北エリア	—	1	1
関東エリア	32	11	43
中部エリア	11	—	11
関西エリア	25	4	29
中国エリア	63	4	67
四国エリア	26	1	27
九州エリア	415	40	455
合計店舗数	572	61	633

### (9) 従業員の状況

#### ① 企業集団の従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	2名増	43歳6ヶ月	3年10ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 従業員数に臨時従業員 (パート等) の期中平均雇用人員 (1,053名) は含んでおりません。

#### ② 当社の従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	2名増	43歳6ヶ月	3年11ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 従業員数に臨時従業員 (パート等) の期中平均雇用人員 (1,053名) は含んでおりません。

### (10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	184,700千円
株式会社宮崎銀行	181,663千円
株式会社三井住友銀行	129,860千円
株式会社鹿児島銀行	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	50,000千円

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,910,800株

(3) 株主数 4,278名

### (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
児 玉 康 孝	株 1,927,000	% 27.88
株 式 会 社 K D M	1,554,000	22.48
児 玉 眞 由 美	200,000	2.89
田 山 伸 顕	162,000	2.34
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	160,600	2.32
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	160,000	2.31
阿 部 和 広	120,000	1.73
米 澤 房 朝	102,500	1.48
日 高 栄 作	69,000	0.99
鍋 田 美 智 子	68,500	0.99

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2021年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行株式数の総数は12,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	28個	6個
保有人数 当社取締役 当社監査役	3名 —	— 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 28,000株	当社普通株式 6,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり13円	1株当たり13円
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2023年12月18日	自 2013年12月27日 至 2023年12月18日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(注) 2016年3月10日開催の取締役会決議により、2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年3月10日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名 称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の数	48個	6個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4名 —	— 2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,600株	当社普通株式 1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり462円	1株当たり462円
新株予約権の行使期間	自 2018年8月5日 至 2026年7月20日	自 2016年8月5日 至 2026年7月20日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 玉 康 孝	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長
専務取締役	阿久津 浩	WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事
取 締 役	徳 田 俊 行	営業部担当
取 締 役	児 玉 ユミ子	本店営業部担当 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事
取 締 役	古 川 一 樹	営業担当部長兼設計施工監理担当部長
取 締 役	山 洪 幸 徳	
常 勤 監 査 役	奈 須 義 岳	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 監査役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 監事
監 査 役	西 田 隆 二	弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表社員
監 査 役	海 野 理 香	税理士法人アイビーパートナーズ 代表社員 税理士

- (注) 1. 取締役山洪幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
2. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりであります。

#### (i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、役位、職責、在任年数および当社の業績等に考慮しながら、適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、その報酬額については、2016年3月30日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役の報酬限度額を年額250百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）で使用人分給与は含まないと決議しております。

#### (ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### (iii) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めております。

#### (iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役を含めた取締役会で議論し、取締役会決議にもとづき一任された代表取締役社長が株主総会決議の範囲内で決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	129,607 (3,600)	129,607 (3,600)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,360 (3,000)	9,360 (3,000)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
2. 役員退職慰労金はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりです。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山 洪 幸 徳	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。
社外監査役	西 田 隆 二	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。
社外監査役	海 野 理 香	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目等	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

### (1) 事業の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は総務部とし、各部門担当取締役とともにコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を総務部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととします。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察OBを顧問として迎えると同時に、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的を実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社グループは内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社グループの管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的を実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,097,658</b>	<b>流動負債</b>	<b>906,434</b>
現金及び預金	932,257	買掛金	69,304
売掛金	117,368	短期借入金	150,000
営業貸付金	634,944	1年内返済予定長期借入金	80,484
商品及び製品	9,218	リース債務	8,288
原材料及び貯蔵品	58,759	未払金	60,515
その他のたな卸資産	209,303	未払費用	81,905
前払費用	33,169	未払法人税等	17,178
その他	117,836	前受金	12,826
貸倒引当金	△15,200	預り金	372,192
<b>固定資産</b>	<b>1,859,462</b>	賞与引当金	5,264
<b>有形固定資産</b>	<b>1,334,961</b>	その他	48,475
建物	611,278	<b>固定負債</b>	<b>1,334,724</b>
構築物	129,742	長期借入金	415,739
機械及び装置	331,154	長期リース債務	8,705
車両運搬具	640	預り保証金	825,079
工具、器具及び備品	16,327	資産除去債務	34,586
土地	236,060	長期未払金	46,859
リース資産	9,758	その他	3,753
<b>無形固定資産</b>	<b>108,644</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,241,159</b>
ソフトウェア	99,876	(純資産の部)	
その他	8,767	<b>株主資本</b>	<b>1,624,781</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>415,856</b>	資本金	995,905
投資有価証券	1,131	資本剰余金	925,905
長期前払費用	4,976	利益剰余金	△297,013
繰延税金資産	18,331	自己株式	△15
敷金及び保証金	266,769	その他の包括利益累計額	17,647
その他	124,648	その他有価証券評価差額金	△11
<b>資産合計</b>	<b>3,957,121</b>	為替換算調整勘定	17,659
		<b>非支配株主持分</b>	<b>73,533</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,715,962</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,957,121</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,132,240
売 上 原 価		1,506,161
売 上 総 利 益		626,078
販売費及び一般管理費		767,006
営 業 損 失		140,927
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,030	
預り保証金精算益	5,010	
そ の 他	5,678	11,718
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,368	
固 定 資 産 除 却 損	1,805	
そ の 他	3,824	12,998
経 常 損 失		142,206
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,366	26,366
税金等調整前当期純損失		168,573
法人税、住民税及び事業税	9,943	
法 人 税 等 調 整 額	△842	9,100
当 期 純 損 失		177,674
非支配株主に帰属する当期純損失		931
親会社株主に帰属する当期純損失		176,743

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)  
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	995,827	925,827	△120,270	—	1,801,383
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	78	78			156
親会社株主に 帰属する当期純損失			△176,743		△176,743
自己株式の取得				△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	78	78	△176,743	△15	△176,602
当期末残高	995,905	925,905	△297,013	△15	1,624,781

項目	その他の包括利益 累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△24	4,637	4,613	65,785	1,871,783
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					156
親会社株主に 帰属する当期純損失					△176,743
自己株式の取得					△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	12	13,021	13,033	7,747	20,781
当期変動額合計	12	13,021	13,033	7,747	△155,820
当期末残高	△11	17,659	17,647	73,533	1,715,962

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

WASHHOUSEフィナンシャル株式会社

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会

WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.

WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

製品

先入先出法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

その他のたな卸資産

個別法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定率法を採用しております。  
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 10～22年 |
| 機械及び装置    | 13年    |
| 車両運搬具     | 5年     |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年  |
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

#### 固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	1,334,961千円
減損損失	26,366千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは減損損失の認識にあたってキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に直営店舗を基本単位として、グルーピングを行っております。

直営店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、他のコインランドリー店舗との競合状況、直営店舗の認知状況、気象・天候条件等により大きく影響を受けます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

587,446千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,898,800株	12,000株	—	6,910,800株
合計	6,898,800株	12,000株	—	6,910,800株

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。  
新株予約権の行使による増加 12,000株

### (2) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

該当事項はありません。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数			
	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末
普通株式	70,200株	—	12,000株	58,200株

(注) 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。  
権利行使による減少 12,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金はF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	932,257	932,257	—
(2) 売掛金	117,368	117,368	—
(3) 営業貸付金	634,944	635,452	507
(4) 投資有価証券	1,131	1,131	—
(5) 敷金及び保証金	250,582	242,040	△8,541
資産計	1,936,283	1,928,250	△8,033
(1) 買掛金	69,304	69,304	—
(2) 短期借入金	150,000	150,000	—
(3) 預り金	372,192	372,192	—
(4) 長期借入金 (※)	496,223	497,125	902
(5) 預り保証金	251,484	244,606	△6,877
負債計	1,339,204	1,333,229	△5,974

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価については、国債の流通利回り等のリスクフリーレートに信用スプレッドを加味した利率により、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り金

預り金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金（※1）	16,187
預り保証金（※2）	573,595

(※1) 資産における敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

(※2) 負債における預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 預り保証金には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円66銭
1株当たり当期純損失	25円62銭

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,011,269</b>	<b>流動負債</b>	<b>902,716</b>
現金及び預金	701,644	買掛金	69,304
売掛金	114,002	短期借入金	150,000
商品及び製品	9,218	1年内返済予定長期借入金	80,484
原材料及び貯蔵品	58,759	リース債務	8,288
前払費用	33,158	未払金	60,449
その他	109,686	未払費用	81,905
貸倒引当金	△15,200	未払法人税等	14,781
		前受金	12,166
<b>固定資産</b>	<b>2,914,926</b>	預り金	372,072
<b>有形固定資産</b>	<b>1,334,802</b>	賞与引当金	5,264
建物	611,278	その他の他	48,001
構築物	129,742	<b>固定負債</b>	<b>1,339,731</b>
機械及び装置	331,154	長期借入金	415,739
車両運搬具	640	長期リース債務	8,705
工具、器具及び備品	16,167	預り保証金	825,079
土地	236,060	資産除去債務	34,586
リース資産	9,758	長期未払金	46,859
		繰延税金負債	5,006
<b>無形固定資産</b>	<b>108,644</b>	その他の他	3,753
ソフトウェア	99,876	<b>負債合計</b>	<b>2,242,447</b>
その他	8,767	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,471,480</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,683,760</b>
投資有価証券	1,131	資本金	995,905
関係会社株式	163,991	資本剰余金	925,905
関係会社長期貸付金	910,000	資本準備金	925,905
長期前払費用	4,976	利益剰余金	△238,035
敷金及び保証金	266,733	その他利益剰余金	△238,035
その他	124,648	繰越利益剰余金	△238,035
		自己株式	△15
<b>資産合計</b>	<b>3,926,196</b>	評価・換算差額等	△11
		その他有価証券評価差額金	△11
		<b>純資産合計</b>	<b>1,683,748</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,926,196</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,085,974
売 上 原 価		1,504,758
売 上 総 利 益		581,216
販売費及び一般管理費		743,073
営 業 損 失		161,857
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	5,994	
預り保証金精算益	5,010	
そ の 他	5,629	16,633
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,368	
固 定 資 産 除 却 損	1,805	
そ の 他	4,004	13,178
経 常 損 失		158,402
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,366	26,366
税 引 前 当 期 純 損 失		184,768
法人税、住民税及び事業税	6,443	
法 人 税 等 調 整 額	△1,093	5,349
当 期 純 損 失		190,118

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	995,827	925,827	△47,916	—	1,873,737
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	78	78			156
当期純損失			△190,118		△190,118
自己株式の取得				△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	78	78	△190,118	△15	△189,977
当期末残高	995,905	925,905	△238,035	△15	1,683,760

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△24	1,873,713
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		156
当期純損失		△190,118
自己株式の取得		△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	12	12
当期変動額合計	12	△189,964
当期末残高	△11	1,683,748

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

製品

先入先出法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 4～20年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	1,334,802千円
減損損失	26,366千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	587,446千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1,868千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	910,000千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	16,363千円
売上原価	3,670千円
受取利息	5,460千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	—	33株	—	33株
合計	—	33株	—	33株

(注) 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。  
単元未満株式の買取りによる増加 33株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	1,607	千円
未払事業税	2,546	〃
減価償却費	9,569	〃
減損損失	15,005	〃
貸倒引当金	4,642	〃
繰越欠損金	109,367	〃
その他	15,990	〃

### 繰延税金資産小計

158,728 〃

### 評価性引当額

△152,576 〃

### 繰延税金資産合計

6,152 〃

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

△11,159 〃

### 繰延税金負債合計

△11,159 〃

### 繰延税金負債の純額

△5,006 〃

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	WASHHOUSE フィナンシャル株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注1)	5,460	長期貸付金	910,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 243円64銭

1株当たり当期純損失 27円55銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

WASHハウス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室井 秀 夫 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WASHハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

WASHハウス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤次男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室井秀夫 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

WASHハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 ㊟

社外監査役 西田 隆二 ㊟

社外監査役 海野 理香 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	(再任) こ だま やす たか 児 玉 康 孝 (1965年10月5日生)	1988年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 1994年4月 株式会社石橋 入社 1996年8月 日本マクドナルド株式会社 入社 1997年12月 株式会社大興不動産 入社 2001年11月 株式会社ケーディーエム設立(現 当社) 代表取締役社長就任(現任)  (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長	1,927,000
2	(再任) あ く つ ひろし 阿久津 浩 (1967年6月28日生)	1990年4月 株式会社日本旅行 入社 2001年6月 株式会社コスモス薬品 入社 2006年1月 当社入社 2006年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー 2008年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社常務取締役業務部長 2014年6月 当社常務取締役管理部長 2019年3月 当社専務取締役(現任)  (重要な兼職の状況) WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事	12,000
3	(再任) と く だ と し ゆき 徳 田 俊 行 (1976年3月9日生)	1999年12月 株式会社大興投資コンサルタンツ 入社 2002年1月 当社入社 2008年5月 当社営業部福岡支店マネージャー 2008年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役営業部福岡支店長 2015年10月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役営業部長 2020年2月 当社取締役営業部長兼福岡支店長 2021年3月 当社取締役営業部担当 2022年1月 当社取締役営業部部長(現任)	2,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
4	(再任) こだま ゆみこ 児玉 ユミ子 (1938年1月13日生)	2001年11月 株式会社ケーディーエム設立 (現 当社)取締役就任 2003年12月 有限責任中間法人設立 (現 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会) 理事就任 (現任) 2006年12月 当社宮崎支店取締役営業担当部長 2008年9月 当社本店営業部取締役営業担当部長 2016年6月 当社取締役営業副本部長 2019年1月 当社取締役本店営業部部長 2021年3月 当社取締役本店営業部担当 2022年1月 当社取締役本店営業部部長 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事	37,800
5	(再任) ふるかわ かずき 古川 一樹 (1975年12月26日生)	1994年4月 株式会社大興不動産 入社 2004年8月 当社入社 2006年12月 当社営業部マネージャー 2008年8月 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役本店営業部長 2016年6月 当社取締役店舗運営部長 2019年1月 当社取締役東海地区営業担当部長 2021年3月 当社取締役営業担当部長兼設計施工監理担当部長 2022年1月 当社取締役設計施工監理担当部長 (現任)	16,600
6	(再任) やま しぶ ゆき のり 山 洪 幸 徳 (1951年5月25日生)	1977年4月 株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社 1977年5月 同社東京本社 新聞雑誌局 2006年10月 同社第18営業局 局長 2009年6月 株式会社電通九州 代表取締役社長就任 2014年6月 同社顧問就任 2015年7月 同社退社 2016年5月 株式会社ベスト電器 社外取締役就任 2017年3月 当社取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配している者であります。  
3. 山洪幸徳氏は社外取締役候補者であります。  
4. 山洪幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
5. 山洪幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
6. 山洪幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
7. 当社は山洪幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会社員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役海野理香氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
(再任) うみのりか 海野理香 (1967年2月19日生)	1989年7月 鹿児島市役所 入庁 2001年7月 株式会社コスモス薬品 入社 2003年6月 同社監査役 就任 2005年4月 税理士登録 海野理香税理士事務所 開設 2005年8月 株式会社コスモス薬品監査役 退任 2017年11月 当社仮監査役 2018年3月 当社監査役(現任) 2019年11月 飯田三和税理士事務所 税理士 2020年7月 税理士法人アイビーパートナーズ代表社員 税理士(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人アイビーパートナーズ代表社員 税理士	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 海野理香氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 海野理香氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年4か月となります。  
 4. 海野理香氏を候補者とした理由は、税理士の資格有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 海野理香氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、海野理香氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
なか ぎき ち か 中崎千夏 (1965年7月11日生)	2004年5月 宮崎ヤクルト販売株式会社 入社 2005年4月 当社入社 2014年4月 当社管理部総務人事課 課長 2016年1月 当社管理部 次長兼総務人事課長 2020年1月 当社管理部 次長 2022年1月 当社管理本部総務部 部長(現任)	2,200

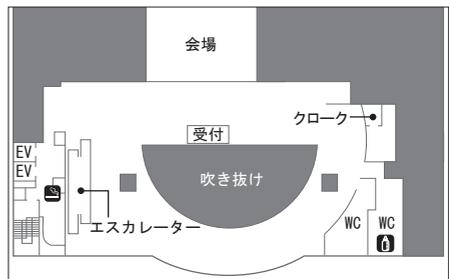
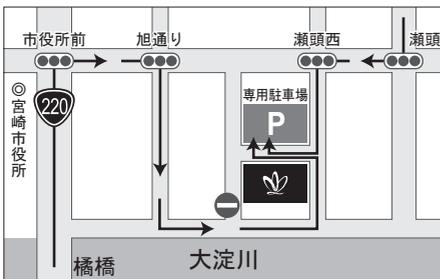
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 中崎千夏氏は補欠の常勤監査役候補者であります。  
3. 当社は中崎千夏氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

以 上

〈メモ欄〉

# 株主総会会場ご案内図

日時 2022年3月29日（火曜日） 午前11時  
会場 宮崎観光ホテル 東館3階  
住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1  
電話 0985-27-1212（代表）



## <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。